

公立大学法人下関市立大学内部監査規程

平成 19 年 9 月 7 日

規 程 第 104 号

改正 平成 20 年 3 月 14 日規程第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人下関市立大学監事監査規程第 6 条第 2 項の規定に基づき、内部監査担当部署を設置し、内部監査に関し必要な事項を定めるものとする。

(内部監査の目的)

第 2 条 内部監査は、組織体の経営目標の効果的な達成に役立つことを目的として、合法性と合理性の観点から公正かつ独立の立場で、経営諸活動の遂行状況を検討・評価し、これに基づいて意見を述べ、助言・勧告を行う監査業務及び特定の経営諸活動の支援を行うことを目的とする。

(内部監査担当部署)

第 3 条 内部監査担当部署は経営企画グループとする。ただし、事務、保管業務に限るものとする。

(内部監査人)

第 4 条 内部監査を実施するため、法人に内部監査人を置く。

2 前項の内部監査人は、理事のうちから、理事長が任命する。

(監査の対象)

第 5 条 内部監査人は、法人の業務監査及び会計監査を行う。

2 前項の業務監査は、教職員の業務執行を監査するものであり、次の各号に定める事項を監査の対象とする。

- (1) 各種会議、委員会等の進捗状況、議事録の保管状況
- (2) 教職員の法令遵守体制、リスク管理体制などの内部統制システムの的確な維持運営
- (3) 法人財産管理の状況

3 第 1 項に規定する会計監査は、会計情報の適正性及び信頼性を確保するため、次の各号に定める事項を監査の対象とする。

- (1) 職員が財務諸表等の決算書類（以下「決算報告書」という。）の作成及び報告するための、必要かつ適切な経理事務処理体制の運営状況
- (2) 法人が決算報告書を作成するに当たり採用する会計方針及び表示方法等

(内部監査人の責務)

第 6 条 内部監査人は、教職員から提出された報告資料の検証、法人の業務及び財産

の状況に関する調査等を行い、教職員に対する助言又は勧告等の意見表明など、必要な措置を適宜に講じなければならない。

2 内部監査人は、監査意見を形成するにあたり、事実を検証し、必要に応じて監事の意見を徴し、判断の合理的根拠を求め、その適正性の確保に努めなければならない。

3 内部監査人は、その職務の遂行上知り得た情報に関しては守秘義務を負うものとする。

(監査の区分)

第7条 監査の区分は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 定期監査 第10条に規定する内部監査計画について、業務監査にあつては毎年度1回、会計監査にあつては四半期ごと及び毎年度決算時に行う監査とする。

(2) 臨時監査 理事長が必要と認めたときに行う監査とする

(内部監査の方法)

第8条 内部監査は、書面監査及び実地監査により行う。

2 内部監査人は、法人の監査を効率的かつ円滑に執行するために、適宜に理事長及び監事と協議を行うものとする。

3 内部監査人は、監査を実施するに当たり、法人における業務の円滑な実施及び研究の自主性に配慮するものとする。

(監査の事務補助)

第9条 内部監査人は、経営企画グループに監査に関する事務を補助させることができる。

2 内部監査人は、必要と認めるときは、理事長の承認を受けて、前項の職員以外の職員に臨時に監査の事務を補助させることができる。

3 内部監査人の監査を補助する職員は、監査の実施に当たり知り得た事項を漏らしてはならない。

(監査計画)

第10条 内部監査人は、毎年度初めに年度内部監査計画書を作成し、速やかに理事長に提出するものとする。ただし、臨時監査については、この限りでない。

(監査の実施)

第11条 内部監査人は、必要に応じ、教職員に対して質問し、説明及び資料の提出を求めることができる。

2 役員及び職員は、監査の事務補助に従事する職員が行う監査に協力しなければならない。

(監事への報告)

第12条 内部監査人は、内部監査実施後、監事に報告しなければならない。

(監査結果報告書の作成等)

第13条 内部監査人は、監査実施前に被監査部局に対し、監査実施通知書を提出し、定期監査及び臨時監査の監査結果に基づき、その被監査部局及び監査事項を記載した監査実施報告書を作成し、監査実施後速やかに理事長に提出しなければならない。

2 被監査部局は、監査実施報告書に基づき改善すべき事項がある場合は、速やかに改善措置を講じ、その結果を内部監査人に回答しなければならない。

(改善措置等)

第14条 内部監査人は、前条第2項の意見に基づき改善すべき事項があるときは、速やかに改善措置を講じ、その結果を理事長に通知しなければならない。

2 理事長は、内部監査人に対して監査結果報告書に記載した事項の措置状況等について文書又は口頭による報告を求めることができる。

附 則

この規程は、平成19年9月7日から施行する。

附 則 (平成20年3月14日規程第17号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。